

# リース事業協会 50 年史 II

## － 1980 年代 リースの急成長 －

公益社団法人リース事業協会

### はじめに

本誌 6 月号から 10 月号にわたり、リース事業協会（以下「当協会」といいます。）が設立されてから今日に至るまでの歴史を 10 年ごとに説明していますが、7 月号では 1980 年代について説明します（図表 1 参照）。

図表 1 リース事業協会 50 年史（月刊リース掲載予定）

掲載号	掲載内容
2021 年 5 月号	リース事業協会 50 年史概要
2021 年 6 月号	リース事業協会 50 年史 I - 1970 年代 リースの基盤整備 -
2021 年 7 月号 (本号)	リース事業協会 50 年史 II - 1980 年代 リースの急成長 - 1. 時代背景 2. リース取引の状況 3. 会員会社の状況 4. 当協会の組織等拡充 5. リースの重要課題と当協会の活動
2021 年 8 月号	リース事業協会 50 年史 III - 1990 年代 規制緩和 -
2021 年 9 月号	リース事業協会 50 年史 IV - 2000 年代 リース会計・税制変更 -
2021 年 10 月号	リース事業協会 50 年史 V - 2010 年代 変化への対応 -

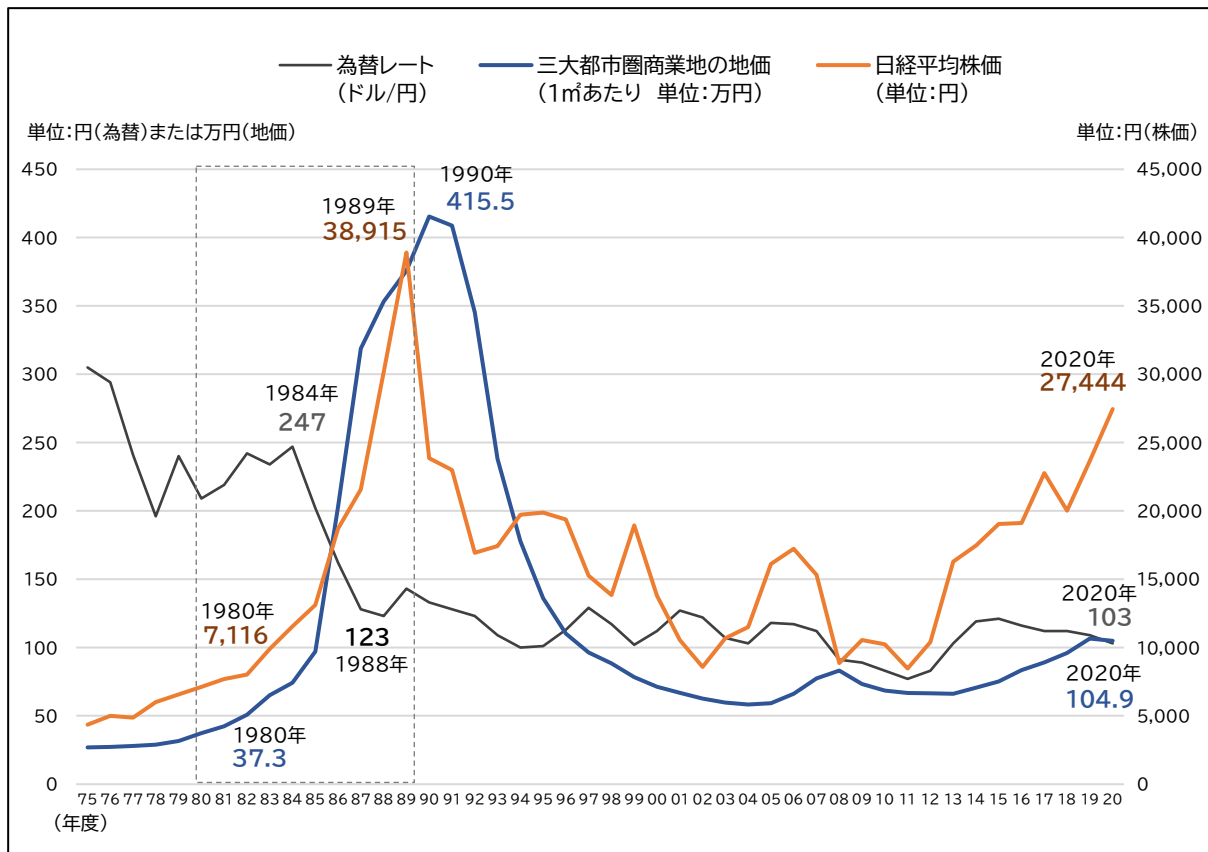
### 【凡例】

- ①組織名や会社名は当時の名称で表記します。
- ②個人の敬称は「氏」または当時の役職で表記します。
- ③株式会社等の表記は省略します。
- ④リース関連用語は、できる限り一般的な用語で表記します。なお、用語の意味は以下のとおりです。
  - ユーザー：リース物件の使用者です。
  - リース：ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを包含します。
  - ファイナンス・リース：全額回収及び中途解約禁止の要件を満たすリースです。FL と略して表記する場合があります。
  - オペレーティング・リース：ファイナンス・リース以外のリースです。OL と略して表記する場合があります。
- ⑤年月日は西暦で表記します。
- ⑥当協会の刊行物や統計調査資料を引用する場合は、出典の記述を省略します。
- ⑦資料等の原文を掲載する場合は、原文のままで掲載します。

# 1. 時代背景

1980年代のわが国経済を総括すると、円高が進んだこと等によりわが国経済のグローバル化が進むとともに、1980年代後半以降、株式や土地の資産価値が急上昇し（図表2参照）、内需中心の「バブル景気」と呼ばれる好景気が続きました（図表3参照）。

図表2 為替レート・地価・日経平均株価の推移



注) 為替レート（各年12月平均値）は日本銀行調査、地価（東京圏・大阪圏・名古屋圏の商業地における1㎡当たりの各年1月1日時点の平均地価）は国土交通省「地価公示」、日経平均株価（各年最終日の終値）は日本経済新聞社「ヒストリカルデータ」に基づき作成しました。株価は1989年12月29日の取引時間中に過去最高の38,957円を記録しました（同日の終値は図表2のとおり38,915円）。

図表3 1980年代の経済状況

景気後退	景気拡大 (ハイテク景気)	景気後退 (円高不況)	景気拡大 (バブル景気)
1980年2月～ 1983年2月(36か月)	1983年2月～ 1985年6月(28か月)	1985年6月～ 1986年11月(17か月)	1986年11月～ 1991年2月(51か月)
・ 第二次世界大戦後、 最長の景気後退期 ・ 個人消費低迷が要因、 企業の省エネルギー投資等 の設備投資は堅調	・ 米国向け輸出（コン ピュータ、半導体、V TR等）の増加 ・ 加工型製造業の能力 増強投資増加	・ 急速な円高の進展に より輸出産業のダメージ （海外進出加速化）、 内需型非製造業は好調	・ 個人消費と民間設備 投資の増加 ・ 内需が内需を拡大

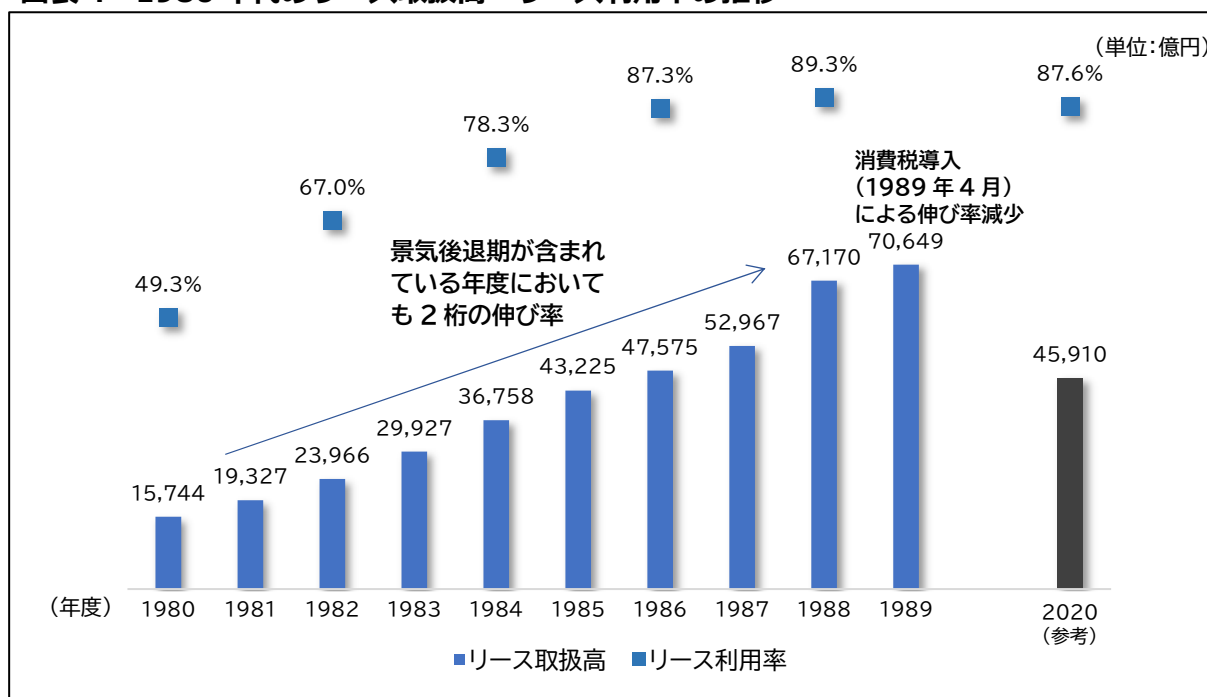
注) 内閣府「年次経済報告」、「景気基準日付」を参考として作成しました。

## 2. リース取引の状況

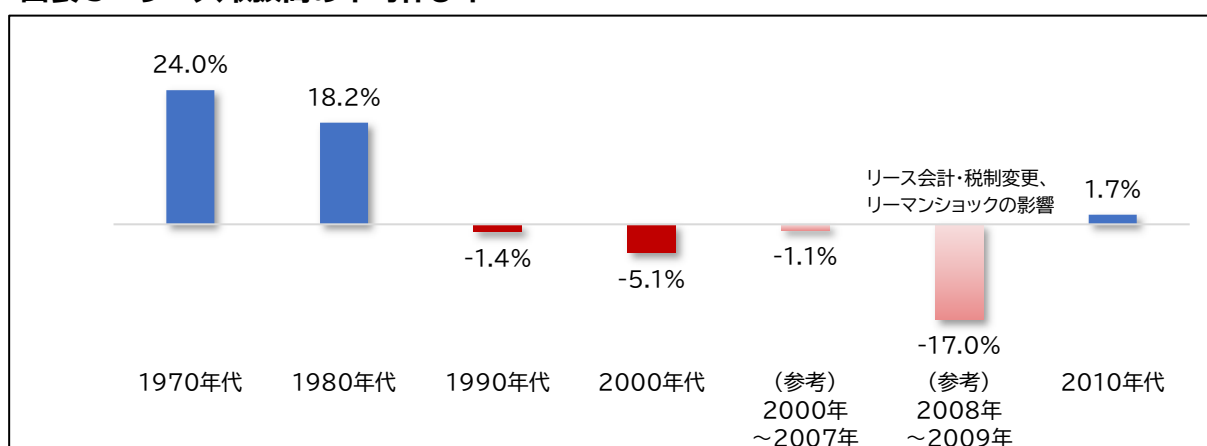
1980年代にリースの市場が急拡大しました。1980年度と1989年度を除き、リース取扱高（国内・単体ベース）<sup>1</sup>は2桁の伸び率を示しました（図表4参照）。1989年度のリース取扱高は、1980年度と比べて約4.5倍に拡大、年率平均18.2%の増加を示しました（図表5参照）。

企業のリース利用率<sup>2</sup>も、49.3%（1980年調査）から89.3%（1988年調査）と大きく伸びました（図表4参照）。

図表4 1980年代のリース取扱高・リース利用率の推移



図表5 リース取扱高の平均伸び率



<sup>1</sup> 調査対象期間（年度）における新規リース契約のリース料総額（消費税は含みません。）を意味します。所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの計数であり、所有権移転ファイナンス・リースの計数は含まれていません。リース開始日ベースで計上しています。

<sup>2</sup> 当協会が隔年で実施した「リース需要動向調査」の企業におけるリース利用率を表します。

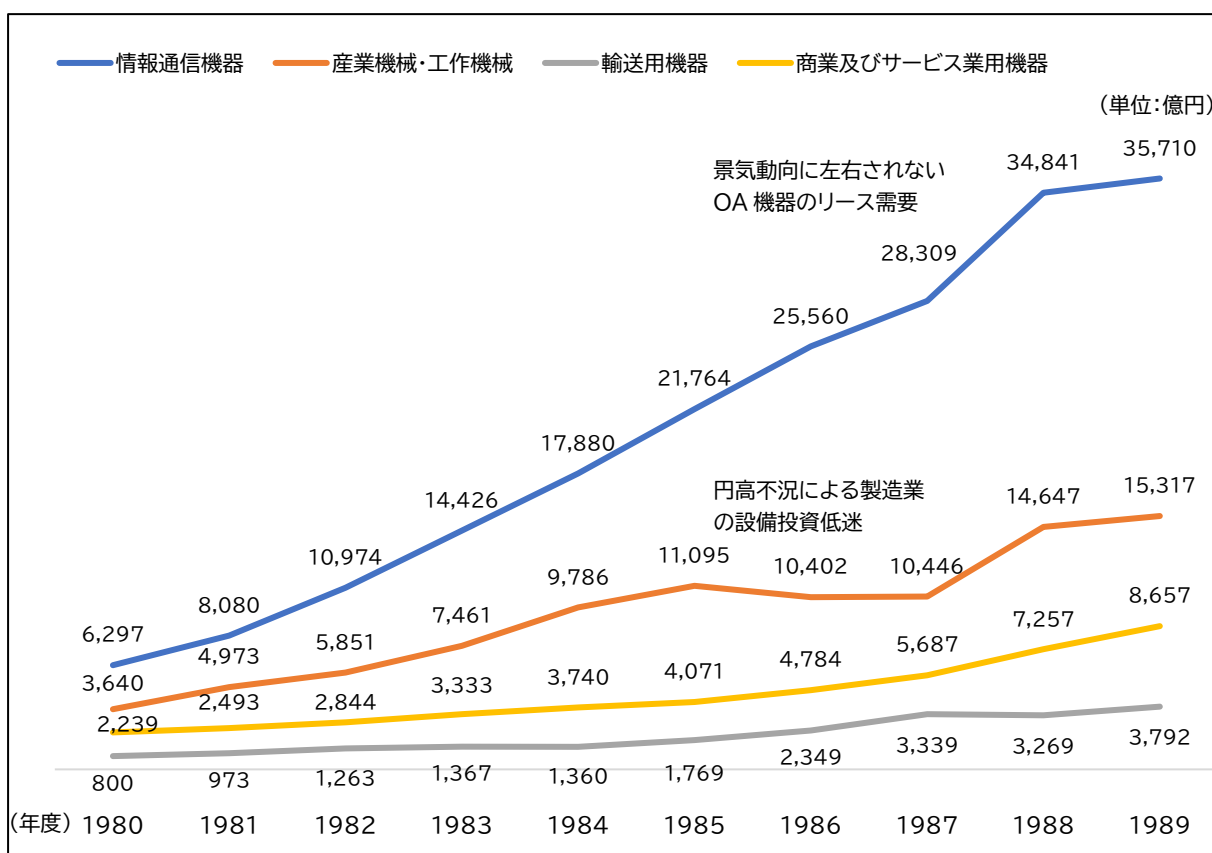
## (1) 機種別リース統計

情報通信機器、産業機械・工作機械、商業及びサービス業用機器等が大きな伸びを示しました（図表 6 参照）。

1980年代は、企業・官公庁において、コンピュータをはじめとするOA<sup>3</sup>機器が急速に普及し（図表 7 参照）、製造業において、第二次オイル・ショック（1978年10月～1982年4月）を背景に、省力化のための産業用ロボット<sup>4</sup>やNC<sup>5</sup>工作機械の導入が進みました。

これらの機器は高額であり、陳腐化が早いことから、リースの「設備導入時に多額の資金が不要（効率的な資金運用）」、「常に最新の機械・設備が利用できる（早期償却）」といったメリットがユーザーから高く評価されました。

図表 6 機種別リース取扱高の推移（1980年代）



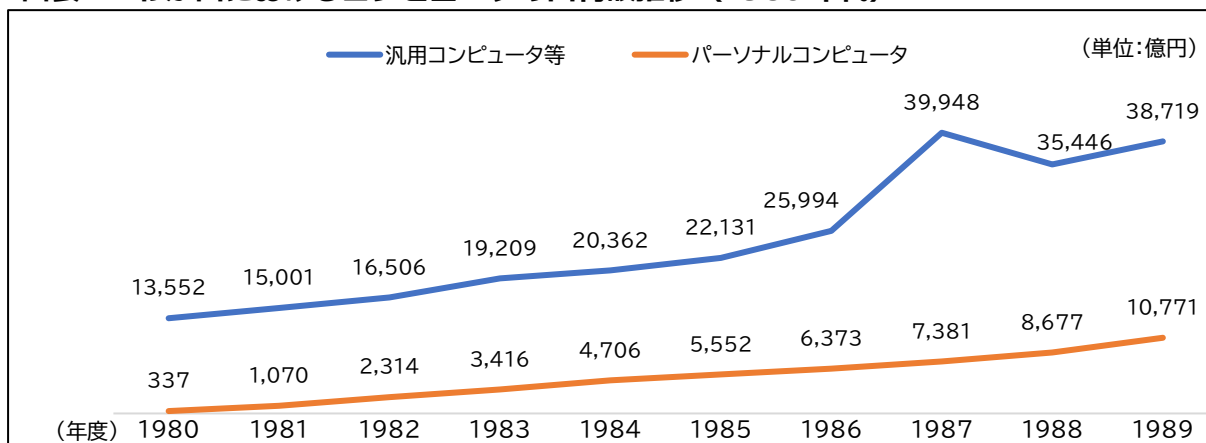
注) 「情報通信機器」に「事務用機器」を含みました。

<sup>3</sup> Office Automation の略称です。1980年代前半から産業界を中心に関心が高まりました（尾関雅則「オフィスオートメーションの背景と展望」（日立評論 Vol.65 1983年11月号）。OA機器の導入により手作業で行っていた事務処理が合理化・省力化されました。

<sup>4</sup> 「センサ、情報処理、駆動制御といった技術をインテグレーション（統合）した智能機械システム」と定義されます。1980年は「ロボットの普及元年」と言われています（新エネルギー・産業技術総合開発機構「ロボット白書」（2014年））。

<sup>5</sup> Numerical Control（数値制御）の略称です。

図表7 わが国におけるコンピュータの出荷額推移（1980年代）



注) 日本情報処理開発協会「コンピュータ白書」の1991年版及び1993年版に基づき作成しました。  
汎用コンピュータ等にミニコンピュータ、オフィスコンピュータを含みます。パーソナルコンピュータのほとんどがデスクトップ型でした。ラップトップ型（ディスプレイ・キーボード・本体が一体化したパソコンで現在のノートブック型の原型です。）は1985年に開発・販売されました。

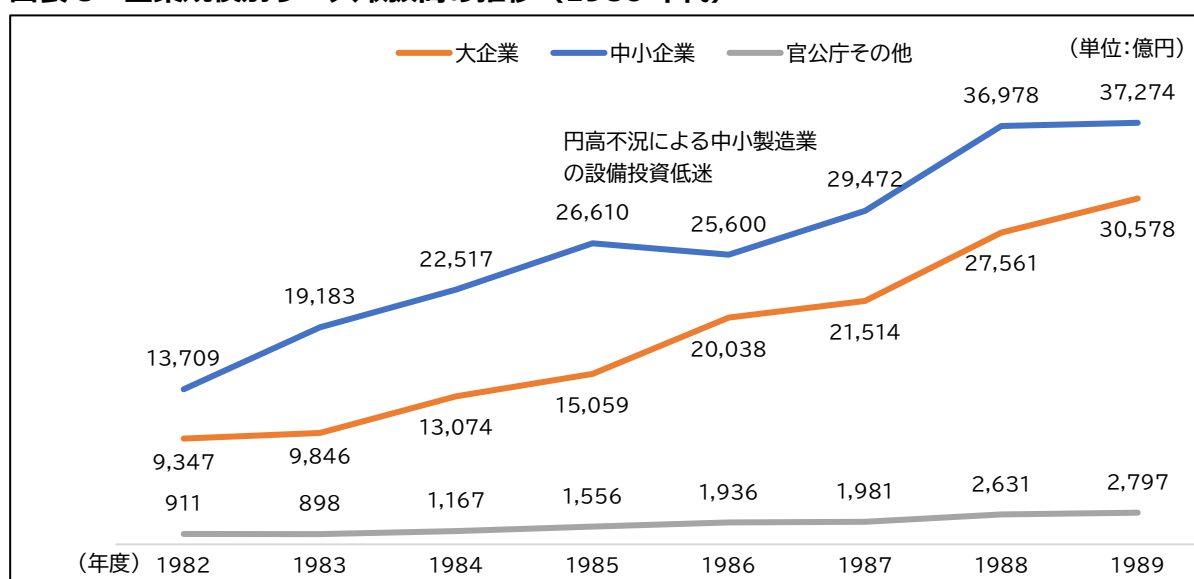
## (2) 企業規模別・業種別リース統計

当協会は、リース産業の地位を固めていくうえで、統計の整備は必要不可欠であるとの考えのもと、1972年1月から機種別リース取扱高（月次・年次）を集計・公表してきましたが、より有益な情報を社会に提供するため、1982年度以降、ユーザーの企業規模別・業種別リース統計調査（年次）を開始しました。

### ① 企業規模別リース統計

「大企業」（資本金1億円超の法人）と「中小企業」（資本金1億円以下の法人及び個人事業者）を比べると、1980年代は一貫して中小企業向けのリース取引が多く、リースは中小企業の設備投資に貢献したと考えられます（図表8参照）。

図表8 企業規模別リース取扱高の推移（1980年代）

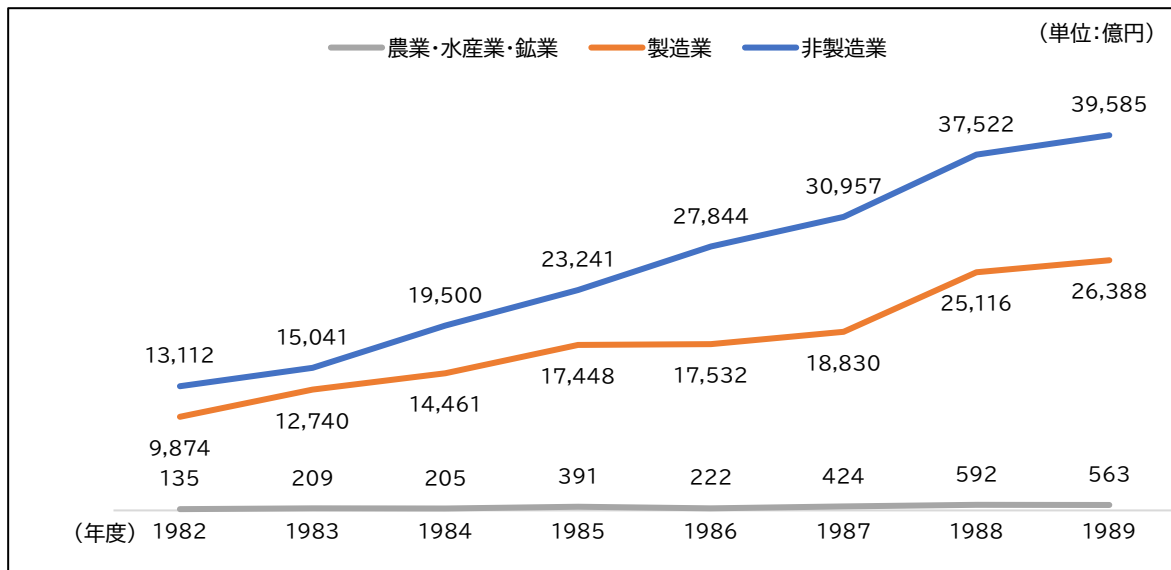


## ②業種別リース統計

「製造業」と「非製造業」を比べると、1980年代は一貫して非製造業向けのリース取引が多くなっています（図表9参照）。わが国において、1970年代半ばを境に非製造業が製造業の設備投資を上回り（本誌6月号参照）、リース取扱高においても、その傾向が示されていると考えられます。

「農業・水産業・鉱業」は、全体に占める割合は小さいものの、1980年代に大きな伸びを示しています。農林水産省が創設した補助金制度の後押しもあり、リースの需要が開拓されたと考えられます。

図表9 業種別リース取扱高の推移（1980年代）



注)「その他」は省略しています。

## 3. 会員会社の状況

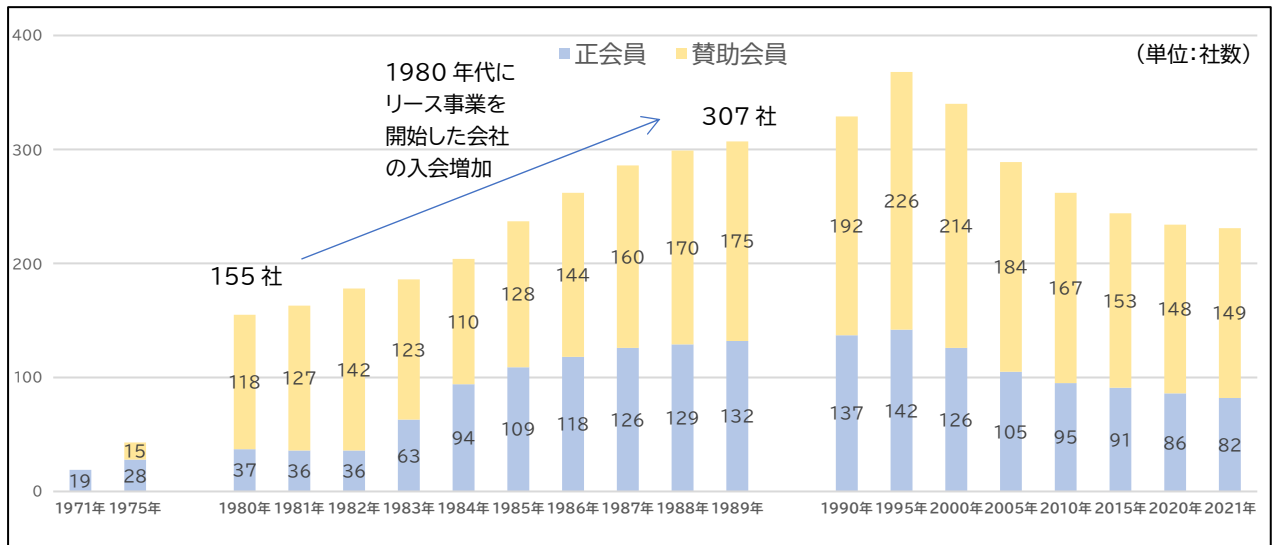
当協会の設立当時の会員会社数は19社でした。その後、1970年代後半から会員会社数は増加し、1980年の会員数は155社となり、1989年には307社となりました（図表10参照）。

会員会社が増加した要因としては、1970年代以降、リース取引の規模が拡大するなかで、様々な業態の会社がリース事業の将来性に注目し、これらを母体とするリース会社が1980年代に相次いで設立され、当協会の会員会社となったことにあります（図表11参照）。

1980年代は、規制のない自由な競争環境の下<sup>6</sup>、リース事業を開始したリース会社が新たな顧客を開拓するとともに、すでに設立されたリース会社においても、リースの取引を拡大していったことにより、リースの取引規模がさらに拡大したと考えられます。

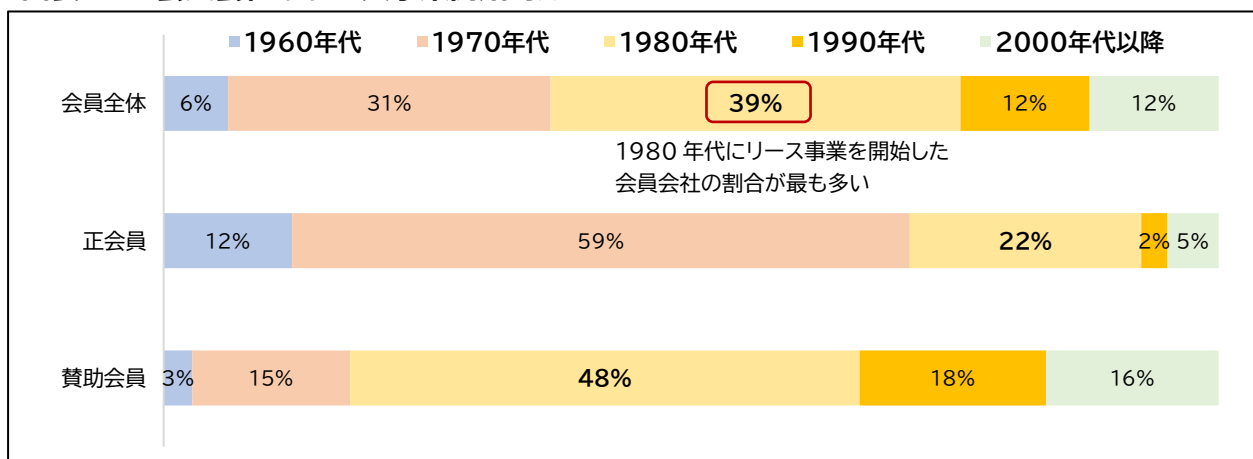
<sup>6</sup> リース事業は許認可等の規制がないため自由に参入することができます。一方、リース事業を行うためには、資金力・多種多様な物件管理・会計税制・顧客の信用判断・債権管理等のノウハウが必要となります。

図表 10 会員会社数の推移



注) 1971 年は設立当時の会員会社数、上記グラフの 2005 年までは各年 3 月 31 日現在の会員会社数、2010 年以降は各年 4 月 1 日現在の会員会社数を表します。

図表 11 会員会社のリース事業開始時期



注) 2021 年 7 月 1 日現在の会員 231 社（正会員 82 社、賛助会員 149 社）のリース事業の開始時期を表します。

#### 4. 当協会の組織等拡充

当協会は、リースに関する諸課題を解決するため、既設の委員会（総務、会計税制、調査統計、広報普及）に加えて専門委員会を設置しました。また、リース及びリース事業の適正な理解を促進するための広報活動を実施しました。

##### (1) 委員会

###### ①自動車リース委員会

自動車リース特有の問題、法規制、メンテナンス・リースに関する基本的事項等を検討するため、1975 年 11 月に自動車リース部会が設置されましたが、1980 年 7 月、同部会が発展的に解消され、自動車リース委員会として組織されました。

## ②リースアップ対策委員会（現在の環境委員会）

1980年8月、再リース、リース期間終了時の物件の返還、リース終了物件の売却・廃棄等の諸課題を検討するため設置されました。

## ③法務委員会（現在の法制委員会）

1982年1月、リース契約書の標準化をはじめ、リース取引に関する法律上の問題の解決、具体的な紛争事例の検討等を行うことを目的として設置されました。

## ④国際委員会

1983年5月、リース会社の国際業務に関する諸問題の解明、情報交換、海外リース団体との交流促進等を目的として設置されました。

## （2）広報活動

当協会は、月刊リースの発行、プレスリリースの実施等の広報活動を行っていましたが、1982年度以降、リース業界に優秀な人材をより多く迎え入れるための広報活動として、リース及びリース産業を紹介したパンレットを作成し、全大学の就職指導担当者及び主要大学の教授など約3,000名に対して配布しました<sup>7</sup>。

また、リース会社は、多種多様なリース物件を取り扱っていましたが、リース会社が直面する税務の問題（減価償却資産の考え方、耐用年数等）について、月刊リースの1983年10月号以降、「リース税務のQ&A」（河手 博 税理士執筆）を連載し、適正なリース税制の理解を促進するための活動を行いました<sup>8</sup>。

---

<sup>7</sup> この活動は1990年代半ばまで継続的に行いました。その後、大学生向けの広報活動は休止していましたが、2019年度以降、「今後、ユーザーとなる、またはリース会社に就職する可能性がある大学生を対象として、リース及びリース産業に対する理解・認識の向上を図るための広報活動を中長期的に実施する。」こととなり、大学生を対象としたワークショップを開催しています。ワークショップの概要は本誌2020年4月号、2021年4月号に掲載しています。

<sup>8</sup> 1991年12月号までに掲載したQ&Aを取りまとめて「リース税務のQ&A」（1992年7月）を発行しました（絶版）。その後、1998年2月号まで掲載しましたが、河手 博 税理士が逝去されたことにより掲載を休止しました。2002年4月号から会計税制委員会正副委員長（その後、会計税制委員会委員）が持ち回りで執筆する「Q&A リースの会計税務」を掲載し、2018年4月号以降、「Q&A リースの法務」と統合、「リースのQ&A」として会計税務・法務・リース終了等のQ&Aを掲載しています。



## 5. リースの重要課題と当協会の活動

当協会は、リース産業の飛躍的な発展を背景として、中長期的なリース産業発展のための調査研究を実施するとともに、リースの重要課題に関する調査研究及び提言活動を行いました（図表 12 参照）。

**図表 12 1980 年代におけるリースの重要課題と当協会の活動**

### **(1) リース産業発展のための調査研究**

- ・リース産業の展望と課題（1980 年）
- ・わが国リース産業のビジョン（1985 年）

### **(2) 税制**

- ・売上税導入の検討と消費税の導入（1987 年～1989 年）
- ・63 年通達の制定（1988 年）
- ・償却資産申告様式（1984 年）

### **(3) 会計**

- ・リース資産計上問題（1988 年）
- ・標準財務諸表の改訂（1983 年）

### **(4) 法律**

- ・リース標準契約書の作成（1983 年～1988 年）
- ・プログラム・プロダクトリース契約書の作成（1982 年～1983 年）
- ・リース契約の公正証書化に関する課題（1982 年）

### **(5) リース期間満了の事務処理等**

- ・リース満了時の事務と文書の標準様式（1981 年）
- ・リース契約終了物件売却等の文書標準様式（1984 年）
- ・リース満了物件取扱業者名簿（1982 年～）

### **(6) 自動車リース**

- ・規制緩和の進展（1984 年～）

### **(7) 国際関係**

- ・海外拠点調査（1984 年～）
- ・国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約（1988 年）

### **(8) 制度**

- ・メカトロ税制（1984 年～2002 年）

## (1) リース産業発展のための調査研究

### ① リース産業の展望と課題

当協会の設立以降、リースと既存の諸制度との調整が進められましたが、リースが急速に普及する中で、リース産業の将来像を明確にすることが社会的に要請されました。

このような状況のもと、当協会は、1978年、リース産業の将来、特に1980年代におけるリース産業を展望するため、「リース問題研究会」<sup>9</sup>を設置し、その調査研究成果を取りまとめて1980年12月に報告書を公表しました（図表13参照）。

図表13 報告書要旨

#### 1) 70年代リース産業の発展とその果たした役割

- ・リースの複合的なメリットがユーザーに評価されリース産業が発展した。

#### 2) リースの効用とリース産業のレーゾン・デートル（存在意義）

- ・リースの4つの効用（a. 所有に伴う事務の省力化、b. 陳腐化への有効な対応、c. コスト・マネジメントの改善、d. 資金調達が多様化）が複合的に機能して、ユーザーのメリットとなる。これらは所有にないリースの特徴であり、これらがリースのレーゾン・デートルとなっている。
- ・リースは、マクロ的観点で見ると、機器を提供し設備の更新に寄与するものであり「経済社会を活性化する効用」、（設備の）稼働率向上等による「社会的コスト引き下げの効用」がある。
- ・リースの基本的効用は、ユーザーのニーズに対応しながら機能、経済的、社会的に評価されてきており、機器の普及促進、中小企業対策、社会福祉政策、対外政策（国際間の経済的不均衡の是正、開発途上国に対する経済協力的手段）として、今後も一層リースが活用される。

#### 3) 80年代におけるリース産業の展望と発展のための課題

- ・国際化時代を迎える中での海外取引拡大の可能性、新しいリースマーケットの開拓、新たなリースを開発しながら順調に発展する。
- ・リース産業発展のためには、個々のリース会社において、リース商品の開発、事務の合理化、人的資源の充実、資金調達力の強化が必要となる。
- ・リース業界として、人材養成、中古物件の処理、リース契約書の統一等の課題解決を図る必要がある。

### ② わが国リース産業のビジョン

わが国産業社会におけるリース産業の位置づけとリース産業の実態を踏まえつつ、中長期的なビジョンを描くために、1984年、「リース産業ビジョン委員会」<sup>10</sup>が発足し、そこでの検討結果が取りまとめられて、1985年12月に報告書が公表されました（図表14参照）。

<sup>9</sup> 委員長に宮川 公男 一橋大学商学部長を迎え、学者、通商産業省、リース会社の実務家で構成されました。

<sup>10</sup> 当協会が調査研究を委員会に委嘱しました。委員長は八幡 輝雄 興銀リース社長が務め、学者、メーカー、金融機関、経済団体、シンクタンク、報道機関、リース会社の経営層で構成されました。

図表 14 報告書要旨

### 1) リース産業の発展とその背景

(第 1 期) リース産業は、高度経済成長期において、旺盛な設備投資意欲、慢性的な資金供給不足の状況の中で、設備投資手段の量的補完機能を果たしながら、ひとつの産業として登場してきた。

(第 2 期) オイル・ショック後の低成長下にもかかわらず、企業の合理化・省力化ニーズを背景に、情報機器、メカトロ機器<sup>11</sup>などの需要に対応することにより、リース産業は新技術体化<sup>12</sup>投資の最適な手段として発展を遂げた。わが国産業の重要な担い手である中堅中小企業に対し、リース産業が積極的かつ柔軟な対応をもって、その設備投資促進に大きく寄与したことは特筆される。

(第 3 期) リース産業は、これまでの順調な発展過程において恵まれた外部環境を背景としつつ、その設立母体である、銀行、商社、メーカー等の持つ金融的機能、サービス機能、技術提供機能等を具備してきたが、今後はこれらの機能へ一層の高度化を目指していく方向にある。

### 2) 経済のソフト化・サービス化の進展とリース産業の役割

- ・ 今後のリース産業に期待される役割は、製造業のソフト化への対応やサービス業の生産性向上のための設備導入を円滑に支援することであり、リース産業は、設備供給手法を一層多様化していくとともに高度なサービス機能を発揮することが期待される。

### 3) わが国リース産業の国際化

- ・ 2 つの潮流（海外法人による海外での事業展開、本社直轄の海外取引）、3 つの態様<sup>13</sup>（海外地場取引、オフショア取引、クロスボーダー取引）があるが、それぞれに課題がある。

### 4) 欧米のリース産業

- ・ いずれの国においてもリース産業は急速な成長過程にある。

### 5) 1990 年代への展開

- ・ 1990 年代には 8 兆円市場を形成する。経営全般のノウハウ等を提供し、「ハード」、「ソフト」、そして資金を負担し、さらには所有者としてのリスクを負いながら、設備投資に必要なサービスを総合的に提供する産業に発展する。そのために、人材の確保・育成、サービス業務の深化、資金調達が多様化等がリース産業の課題である

### 6) 21 世紀への展望

- ・ リース産業は、総合的な設備投資サービス産業として、多様なサービスを提供し、国内的にも国際的にも重要性を増し、設備投資の中心的役割を果たす産業になる。

<sup>11</sup> 機械工学、電子工学、情報工学を融合させた機器を意味します。前述の産業用ロボットや NC 工作機械が該当します。

<sup>12</sup> 新しい技術を具体的な資本財（設備）とすることを意味します。

<sup>13</sup> 海外地場取引は「リース会社の海外法人が設置国の法人（日系・現地資本）にリースする取引」、オフショア取引は、主に船舶を対象として、「リース会社の海外法人（パナマ・リベリア等）から船主の海外法人（パナマ・リベリア等）にリースする取引」、クロスボーダー取引は「日本のリース会社から海外法人（日系・現地資本）にリースする取引」または「リース会社の海外法人が設置国以外の法人（日系・現地資本）にリースする取引」です。リース会社は、国際航空機リース制度（1978 年～1979 年、本誌 6 月号参照、「サムライ・リース」と呼ばれました。）でクロスボーダー取引の経験を積み、それを活かし、1980 年代に航空機、プラント、オイルリグ等のクロスボーダー取引を積極的に展開しました（「ショウグン・リース」と呼ばれました。）。

## (2) 税制

### ① 売上税導入の検討と消費税の導入

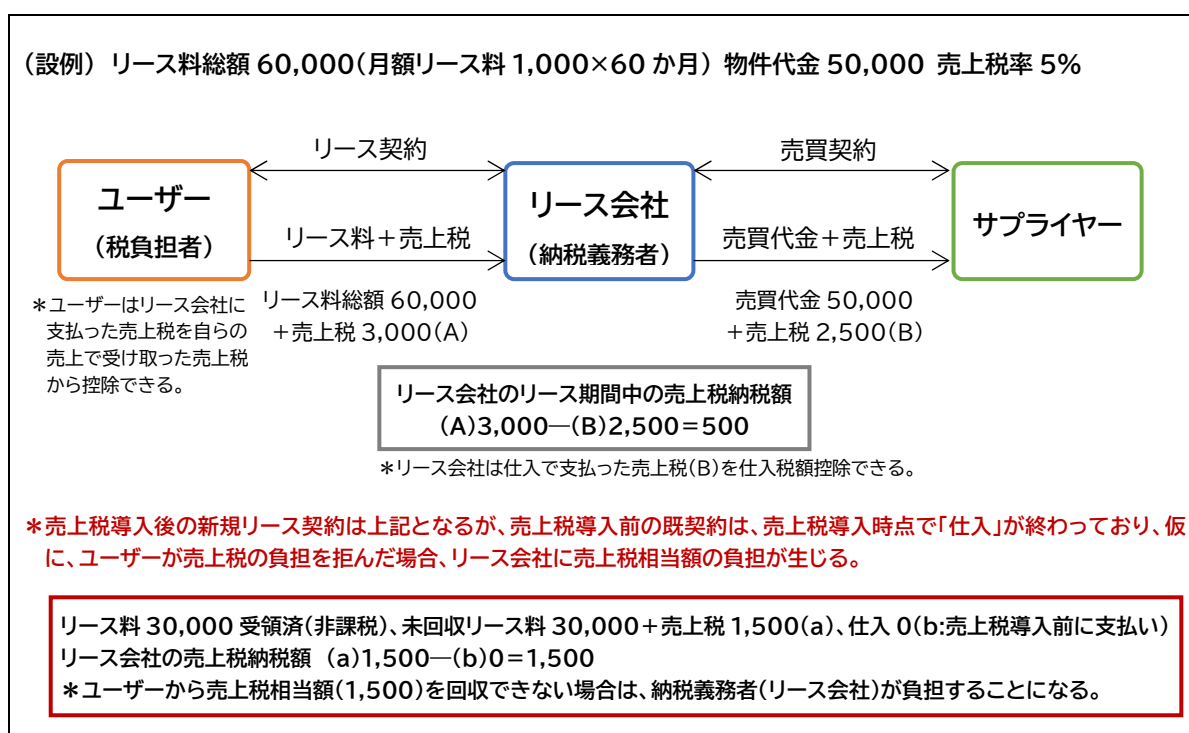
#### a. 売上税導入の検討

1987年1月、政府は、新型間接税「売上税」<sup>14</sup>を導入することとし、同年2月に売上税法案が国会審議に付されました。同法案においてリース取引に関連する最大の問題は、既契約に係るリース料収入に課税されることにありました。具体的には、法律施行前に締結したリース契約に基づくリース料に課される税額をユーザーから回収することは実務上困難であり、結果として、リース会社がそれを負担する懸念が強く生じました（図表15参照）。

当協会は、リース既契約に関する売上税の適用除外を提言し、関係方面に理解を求めましたが、リースのみの例外措置の実現は相当困難な状況にありました。売上税法案は、中曽根康弘首相の選挙公約違反という批判を受け、同年5月に廃案となりましたが、当協会が総力をあげた対応は、その後の消費税法におけるリース契約の取扱いに大きな影響を与えました。

図表 15：売上税の問題点

\*簡略化して作成しています。



#### b. 消費税導入

1988年、竹下内閣において再び新型間接税（消費税）の導入が検討されることとなりました。

<sup>14</sup> 間接税とは、納税者（例：リース会社）と税負担者（例：ユーザー）が異なる税制を意味します。新型間接税は、政府の税制調査会「今後の税制の在り方についての答申」（1983年11月）において、「課税ベースの広い間接税の導入」が答申されていましたが、1985年、抜本的な税制改革として、売上税導入の検討が進められました。売上税法案によれば税率は5%、税額票による仕入税額控除制度が設けられていました。

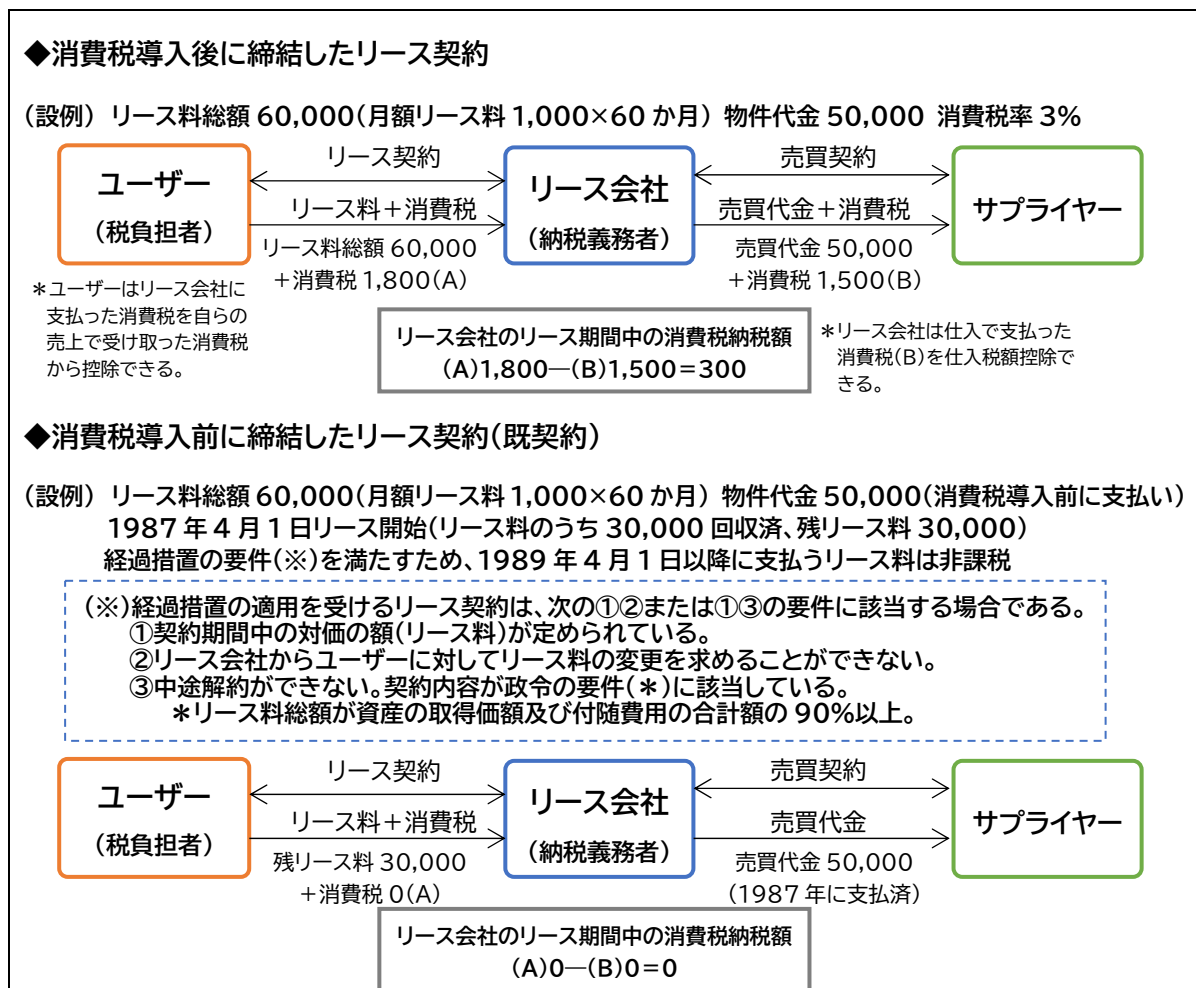
当協会は、法人税等の減税、不公平税制の是正を前提とし、消費税額が完全に転嫁できる方式であれば基本的に反対しない立場をとり、既契約リース料については適用除外の措置を提言しました。その結果、同年6月に発表された「税制の抜本改革大綱」において、「一定の要件を満たすリース契約に係る売上については消費税を課さない、控除税額を計算する際の課税売上割合の計算にその売上を考慮しない。」旨が盛り込まれました。

こうして、売上税法案の際の対応もあって、政府、関係省庁はリース契約の特性に理解を示し、リース既契約に関する経過措置が講じられることで、この問題は比較的早い段階での決着をみました。消費税法案は国会審議を経て、1988年12月30日に公布、施行され、1989年4月1日以後の取引に対して適用されましたが、施行日前に締結したリース契約については消費税を課さない旨の経過措置が規定されました（図表16参照）。

当協会は、1989年2月、小冊子「リース取引と消費税」を作成して、会員会社を対象に研修会等を開催したほか、同年3月にはユーザーの理解を得るためにパンフレット「リースと消費税」を作成し、会員会社を通じてユーザーに頒布しました。

図表 16 : 消費税の仕組み

\*簡略化して作成しています。



注) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税務上、賃貸借であり、消費税の取扱いにおいても「資産の貸付け」とされていました。経過措置要件③は、ファイナンス・リース取引を意味します。2008年のリース税制変更により、ファイナンス・リース取引は「資産の譲渡」として取り扱われることになりました。

## ②63年通達の制定

リース取引に係る税務上の取扱いについては、1978年に公表された国税庁通達（以下「53年通達」といいます。）によって明らかにされ、リース会社及びユーザーは、それに基づいて税務処理を行ってきました。しかし、53年通達は、ユーザー（賃借人）側での課税上の弊害を是正するために、法定耐用年数よりも短いリース期間の下限を規定していましたが、リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する取扱いは明記されていませんでした。

一方、リース期間を法定耐用年数よりも相当長く設定することによりリース会社（賃貸人）側での早期償却効果<sup>15</sup>を取り入れた日本型レバレッジド・リース取引<sup>16</sup>が、1980年代半ばに登場し、航空機等を対象として急速に拡大しました。このようなリース取引に対して、税務当局は、課税上の弊害があることを指摘しつつも、53年通達の規定では直ちに否認することができなかつたため、新たな通達の策定に向けて検討が開始されました。

税務会計委員会は、税務当局の方向性が示される前に、自主規制の作成、国税庁長官への要望書提出、国税庁担当官との意見交換等の対応を図りましたが、1988年3月30日、「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」が公表され、同年4月1日以後に締結されるリース取引から適用されました。

63年通達は、レバレッジド・リース取引に限定されたものではなく、「一定の要件に該当するリース取引で、リース期間が法定耐用年数の120%を超えるものは、金融取引または売買取引として取り扱う」ことを内容としています（図表17参照）。63年通達の制定以後、1998年に法制化されるまでの間、リース取引の税務上の取扱いについては、53年通達とあわせて二つの通達が適用されることとなりました。

### 図表 17 63年通達の概要

次のすべての要件に該当するリース取引またはこれに準ずる取引で、リース期間がリース物件の法定耐用年数の120%を超えるものは、金融取引または売買取引として取り扱う。

- (1)セール・アンド・リースバック取引、または賃借人によるリース物件の選定、メーカーとの交渉等、物件の取得が実質的に賃借人において行われていると認められるもの。
- (2)リース料が、リース物件の取得価額及び付随費用の概ね全部を回収するよう定められていること。
- (3)解約が禁止されていること、あるいは中途解約する場合でも、賃借人が未経過リース料の概ね全部を支払うことになっているか、リース物件の引き取りをすることが明らかなもの。
- (4)リース契約の中に、賃借人が公正な市場価額でリース物件を購入する旨の条項が付されていないもの。

<sup>15</sup> 2008年にリース税制が変更されるまでは、ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引の区分に関わらず、リース会社が固定資産（リース資産）を計上して、減価償却をしていました。

<sup>16</sup> この取引では、特別目的会社が賃貸人としてリース物件の減価償却費（費用）を計上します。特別目的会社は、投資家と匿名組合契約等を締結し、投資家の出資金と金融機関の借入金によりリース物件を購入します。投資家はリース物件の投資による損益を得ることができません。リース期間をリース物件の法定耐用年数より長くすることにより、取引の前半で費用が収入を上回りますが、投資家はこの損失と自己の利益を通算することにより、投資家に課税の繰り延べ効果が生じます。舟橋克剛「レバレッジド・リース（日本型）」（1995年きんざい）に詳細が記述されています。

### ③償却資産申告様式

固定資産税（市町村税）は、固定資産（土地、家屋、償却資産）の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、所有者に対して課税する財産税であり、地方自治体において、あらゆる市町村に広く存在する固定資産を課税客体とすることから税源の偏りが小さく（図表 18 参照）、市町村税にふさわしい基幹税目と位置付けられています。2019 年度の固定資産税の税収は 9.1 兆円、うち土地 3.9 兆円、家屋 3.5 兆円、償却資産分は 1.7 兆円となっています<sup>17</sup>。

リース物件は、その所有者であるリース会社が納税義務者となりますが、リース会社は、全国に散在しているリース物件の所在地の市町村ごと<sup>18</sup>に申告を行い、固定資産税を納付します。

わが国にリースが導入されて以降、リース取引は拡大し、リース会社が所有する資産も膨大な量となることに加えて、市町村ごとに申告様式が異なっていたこと、申告期限が 1 か月間（賦課期日 1 月 1 日、申告期限 1 月 31 日）と短いことから、リース会社において、固定資産税の申告事務に過重な負担がかかっていました。

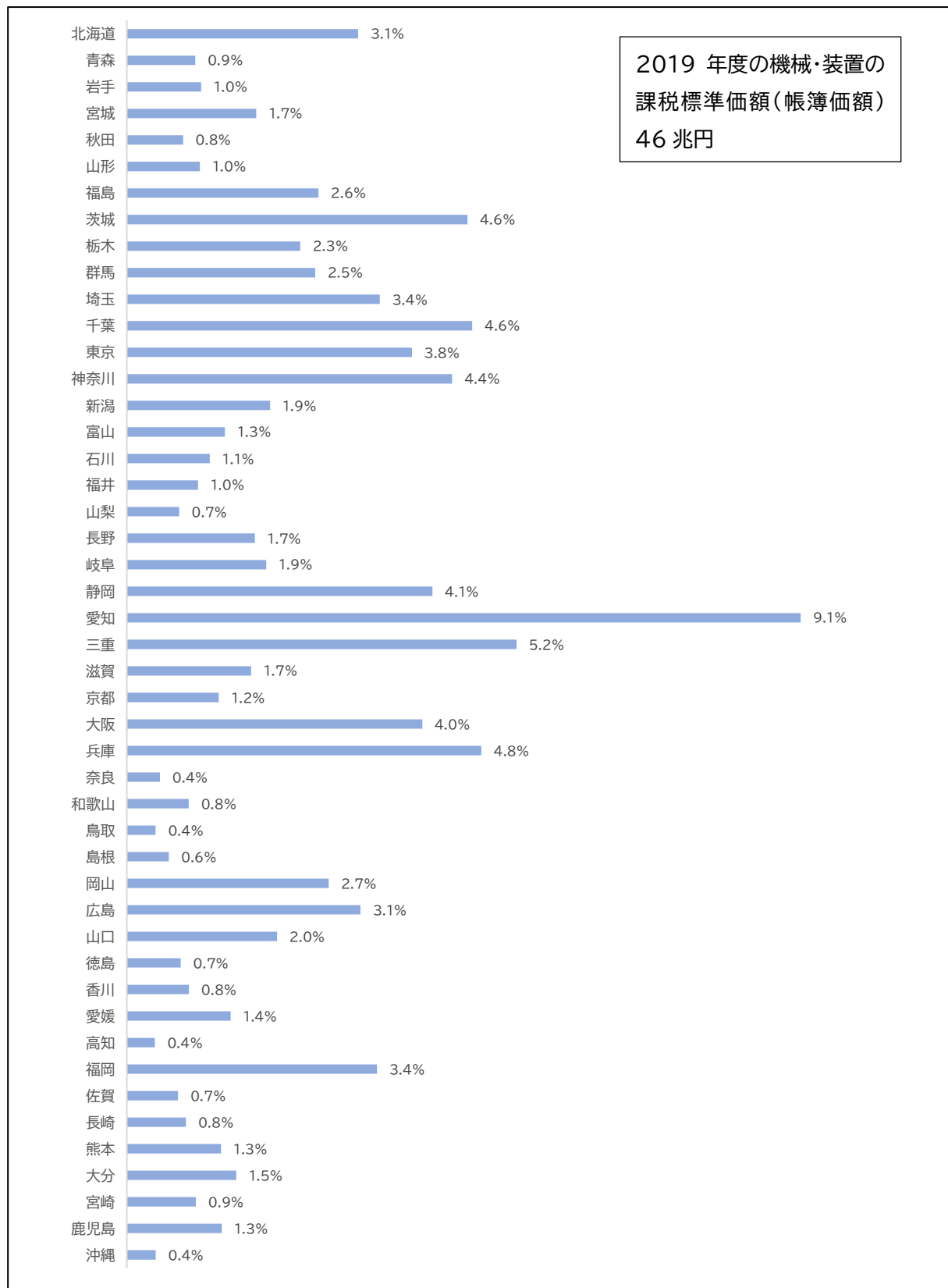
このような状況の中、1984 年、地方税法の改正により償却資産の申告様式が統一されたことを受けて、税務会計委員会において、リース事業独自の償却資産申告様式（種類別明細書（増加資産・全資産用））の原案を作成し、その採用を自治省に提言したところ、同年 11 月、これが認められました。この様式は 1986 年申告分から適用され、これによりリース会社の事務の大幅な簡素化が実現しました。

---

<sup>17</sup> 総務省説明資料

<sup>18</sup> 2021 年 4 月 1 日現在の市町村数は 1,718（市 792、町 743、村 183）となっています。

図表 18 わが国における償却資産（機械・装置）の設置分布



注) 課税標準価額ベース。総務省「令和元年度(平成31年度)固定資産の価格等の概要調書」に基づき作成しました。



### (3) 会計

#### ①リース資産計上問題

1988年6月、法務省は、ファイナンス・リース契約の実質、及びディスクロージャー（財務内容の開示）の観点から、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（以下、「商法計算書類規則」といいます。）を改正し、重要なリース資産について、ユーザーがその貸借対照表に注記することを義務づけるとともに、ユーザー側での資産計上を容認する規定を追加しました<sup>19</sup>（図表19参照）。

図表19 リース資産計上問題（借手側）

当時のバランスシート	商法計算書類規則の改正
	<p>リースで使用する資産を資産・負債に計上することを容認 *義務ではない。商法計算書類規則では、具体的な資産・負債の計上方法を定めていない。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重要なリース資産は注記</li> <li>• 小会社以外の会社は附属明細書に「リース契約で使用する固定資産」を記載</li> </ul>

その趣旨は、法務省担当官の解説（図表20参照）によれば、「リース資産も資産としての本質的特徴を具備しており、貸借対照表能力が認められることについては、問題がない。」とした上で、「リース会計が未成熟の現状では、今回の規則改正により、直ちにリース資産について、貸借対照表の資産及び負債の部に掲記して相当の会計処理をすることを求めることは相当でないといえよう。そこで、今回の改正では、差し当たり、リース資産が簿外に漏れることを防ぐ趣旨で、これがあるときには、その物の存在を注記によって明らかにすべきものとしている。」とし、「今回の改正はわが国リース会計の現状にかんがみ、いわば要求水準を低く設定したものであり、将来のあるべき姿に至るまでの過渡的な措置である。これを契機として、リース資産に関する会計の方式が整備され、企業の真実の状況が財務諸表に示されるようになることが強く期待される。」と説明されています。

この改正を受けて、経済団体連合会並びに日本公認会計士協会は、リース資産の重要性の判定基準、注記の記載例等を作成し、さらに日本公認会計士協会は、リース会計基準が確立

<sup>19</sup> 小会社（資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満）以外の会社は、附属明細書に「リース契約により使用する固定資産」の記載が求められました（商法計算書類規則第48条第1項第1号の2）。当時は、小会社、中会社（資本金1億円超5億円未満）、大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上）に区分されていましたが、2006年の会社法改正で「小会社」、「中会社」の区分は廃止されました。

されるまでの間の会計上並びに監査上の基準として、「リース資産の資産計上に係る会計処理と表示」を作成し、研究報告のかたちで公表することを予定していました<sup>20</sup>。また、大蔵大臣の諮問機関である企業会計審議会は、1989年3月の総会において、リース会計基準を審議テーマに取り上げることを決定しました。

これに対して当協会は、賃貸借方式としてのリース会計処理が確立しているわが国に国際会計基準を軽々に導入すべきでなく、わが国におけるリース取引の実態、取引当事者の意図から、資産計上基準は容認できないとして、1989年6月、日本公認会計士協会会計制度委員会に対して、研究報告に対する反対意見を提出しました。最終的に、日本公認会計士協会の研究報告は公表されるに至りませんでした。1992年5月、企業会計審議会において、リース会計基準に関する審議が開始されました。

#### 図表 20 商法計算書類規則第 18 条の 2 (新設) 及び法務省担当官の解説

第 18 条の 2 リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし資産の部に計上するものは、この限りでない。

(解説) 法務省民事局参事官 大谷禎男「改正計算書類規則の解説」(本誌 1988 年 10 月号掲載より抜粋)

わが国では、このリース取引の会計が、依然として単なる賃貸借として処理されているのが現状であり、形式的に所有権の移転がないことから、リース資産は貸借対照表に計上されず、リース料を支払ったときにこれを費用として計上する取扱いがされるにとどまっている。これでは、企業の経済的実体が正しく表示されえず、財務情報としての貸借対照表は、重大な欠陥を内包することになる。また、ファイナンス・リースと同様の効果をもつ割賦販売によって購入した資産については、貸借対照表に資産及び負債が計上される取扱いと比べても、均衡を逸している。国際会計基準委員会は、1976年、リース資産及び割賦購入により取得した資産について、他の資産とは別に開示することを求めており、わが国の立ち遅れを指摘されても仕方がないところだろう。

リース資産も資産としての本質的特徴を具備しており、貸借対照表能力が認められることについては、問題がない。しかし、リース会計が未成熟の現状では、今回の規則改正により、直ちにリース資産について、貸借対照表の資産及び負債の部に掲記して相当の会計処理をすることを求めることは相当でないといえよう。そこで、今回の改正では、差し当たり、リース資産が簿外に漏れることを防ぐ趣旨で、これがあるときには、その物の存在を注記によって明らかにすべきものとしている。注記が求められるのは、リース資産の物件の存在のみであってその価額までは含まれない。したがって、原則として、リース資産の物件名及び数量を注記すればよい。ただ、これを細大漏らさず記載すべきものとする、注記が膨大になる恐れもあるため、注記すべきものは、重要な資産に限定している。リース資産全体の明細は、附属明細書によって開示されることが予定されている。会社が、規則の求めるところよりさらに進んで、リース資産を積極的に貸借対照表に資産計上し、相当の会計処理をしようとするときは、これを妨げる理由は何もない。その場合には注記の必要がないことはいうまでもない。今回の改正はわが国リース会計の現状にかんがみ、いわば要求水準を低く設定したものであり、将来のあるべき姿に至るまでの過渡的な措置である。これを契機として、リース資産に関する会計の方式が整備され、企業の真実の状況が財務諸表に示されるようになることが強く期待される。

<sup>20</sup> 既に、1976年11月に米国財務会計基準書第13号「リース会計」(SFAS13)が、1982年9月に国際会計基準委員会による国際会計基準第17号「リースの会計処理」(IAS17)がそれぞれ公表され、ファイナンス・リースのユーザー側での資産計上を規定していましたが、これらの内容が採用されていました。

## ②標準財務諸表の改訂

1981年6月の商法改正（1982年10月施行）により、会計監査の対象となる「大会社」の範囲が拡大され、これに伴って、商法計算書類規則が改正されました。

これを受けて、税務会計委員会では、1976年2月に作成した「リース会社の標準財務諸表」を改訂することとし、日本公認会計士協会業種別監査研究部会・リース業部会との意見交換及び調整を行いながら検討を進め、1983年11月、「リース会社の標準財務諸表とその主要な会計処理」（改訂版）を取りまとめて公表しました。改訂版は、リース会計慣行との調和を勘案しつつ、商法計算書類規則の定める様式に則って作成されました。

## （４）法律

### ①リース標準契約書の作成

当協会は、リース標準契約作成の可能性を検討し、1975年6月に「リース標準契約に関する調査研究報告書」を取りまとめましたが、学説が固まっていないこと、税務会計上の処理と関連してくること、取引形態も流動的かつ多様化の傾向にあること等を考慮し、一義的な法律的定義は適当ではないとの結論に達し、統一の標準契約書の作成は時期尚早であるとの理由から見送られました。

その後、日本私法学会でリース契約が取り上げられる<sup>21</sup>など、リース契約の学術的研究が盛んになり、また、リース取引に係る判例が集積され、瑕疵担保責任<sup>22</sup>、危険負担等、リース契約条項の有効性が法的に立証されてきました。さらに、「53年通達」の制定によって、リース取引の税務上の取扱いも明確化されました。

このような状況を背景に、リース契約の標準化の要請がますます強くなってきたことから、1983年1月、法務委員会は、リース標準契約書の作成に向けて検討を開始しました。

しかし、リース取引に対する基本的な考え方は各社とも一致していましたが、使用している契約書の契約条項の構成、内容は各社各様であり、ユーザーが債務不履行を起こした際のリース会社の措置については大きな差異がみられました。そこで、同委員会では、リース契約の法的側面の検討から開始することとし、ファイナンス・リース契約に不可欠の要素を整理して各社の意思統一を図りました。その後、各社のリース契約書の比較検討を行い、契約書の各条項の作成に着手し、全27条からなるリース標準契約書を作成しました<sup>23</sup>。契約書に続いて、同委員会は、標準注文書・注文請書、物件借受証を作成し、これらに解説を加えた

---

<sup>21</sup> 日本私法学会は、民法・商法・民事訴訟法などの研究者等が参画し、私法の分野では最大の基幹的学術団体です。同学会の1986年度大会民法部会シンポジウムで取り上げられました。その内容は「リース取引と私法理論」（日本私法学会「私法」1987年第49号有斐閣）に掲載されています。同誌は、国立研究開発法人科学技術振興機構の「科学技術情報発信・流通総合システム」（J-STAGE）において公開されています。

<sup>22</sup> 2020年の民法改正により「瑕疵」という用語が削除され、「契約不適合」という構成に変更されています。

<sup>23</sup> ユーザーの債務不履行に関する条項については、大きく三つの方式に分類されましたが、これらを一つの条項として集約することは困難であり、各社の思想を反映した重要な条項であることから、これらを統一せず三方式を併記し、再リースに関する条項についても実務を考慮して2案を作成しました。

後、1988年3月、「ファイナンス・リース取引に関する標準約款の解説（リース標準契約書）」を公表しました。

リース標準契約書は、各社の契約書を拘束する性格のものではなく、また特定の説、見解に偏ることなく各社の契約書の指針となるよう作成されました。さらに、解説を加えることによって、ファイナンス・リース契約の法的性質、各条項の趣旨等が明らかにされました。

この成果は、リースの学術的研究に用いられるとともに、多くのリース会社において、「リース標準契約書」に準じたリース契約書が利用されたことにより、リースの商慣習法の形成に大きく寄与しました。

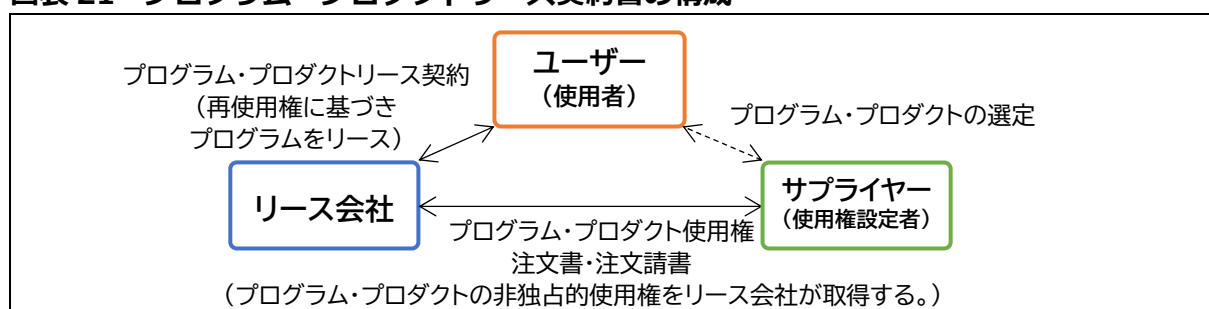
## ②プログラム・プロダクトリース契約書の作成

わが国において、ソフトウェアは、1970年代まで、コンピュータの使用者自らが作成、コンピュータメーカーまたはソフトウェア開発会社が使用者の要望に合わせて作成し、外部から汎用ソフトウェア（プログラム・プロダクト）を導入する事例は極めて少ない実態にありました<sup>24</sup>。1980年代に入ると汎用ソフトウェアの需要が増加し、ソフトウェア単体を対象とするリースのニーズが高まりました<sup>25</sup>。

当協会は、このようなニーズを踏まえ、1982年12月、「プログラム・プロダクトリース契約書」及び「プログラム・プロダクト使用権注文書」の標準書式（以下、「プログラム・プロダクトリース契約書」<sup>26</sup>といいます。）を作成し、1983年12月、法務委員会が検討した留意事項を加えて公表しました。

プログラム・プロダクトリース契約書は、プログラム・プロダクトの権利関係を踏まえた構成とし（図表21参照）、ソフトウェア会社が使用者に対して義務づけているように、リース会社もユーザーに対してソフトウェアの複製禁止、技術内容の機密保持、リース会社が取得した権利以上の権利をユーザーに提供することはできないこと等を踏まえた条項を規定しています。

図表 21 プログラム・プロダクトリース契約書の構成



<sup>24</sup> コンピュータ使用者が保有するソフトウェアの開発方法について、自社（32.1%）とコンピュータメーカー（50.4%）で8割を占め、汎用ソフトウェアを購入（0.5%）は極めて少ない実態になっていました（日本情報処理開発協会「コンピュータ白書1983年」）。

<sup>25</sup> ソフトウェア産業振興協会（現在の情報サービス産業協会の前身組織）の調査（1981年）によれば、ソフトウェア開発会社が将来的に希望する汎用ソフトウェアの販売形態として、「リース」が6割ともっとも高くなっていました。

<sup>26</sup> 1999年3月に「プログラム・リース標準契約書」として全面的に改訂し、その後、2020年の民法改正を踏まえ、2019年4月に「プログラム・リース契約書（参考）」として改訂しています。

### ③リース契約の公正証書化に関する課題

リース取引が普及・拡大していく中で、ユーザーの債務不履行に対する有効な方法の一つとして、リース契約を公正証書<sup>27</sup>にすること（以下「公正証書化」といいます。）が考えられました。公正証書のリース契約に対する理解不足等から、リース契約の公正証書作成にあたって、公正証場によって取扱いに差異があり様式も統一されていませんでした。

このため、1982年3月、当協会は日本公証人連合会と合同で協議会を発足させ、リース契約の適正かつ円滑な公正証書化に向けて検討を行い、法務委員会における検討も加えて次のような結論を得ました（図表22参照）。これにより、リース契約の公正証書化を円滑に進めるための課題が整理されるとともに、リース契約の法的基盤の確立に向けた取組として評価されました。

図表22 リース契約の公正証書化に関する課題と結論

課題	結論
①リース契約書の用語 ・公正証書で用いることが適当でないもの、意義の不明なもの等がないか。 ・特に「リース」という用語が日本語化しているか否か。	・リース契約書中に用いられている用語について、公正証書化に際し使用を避けなければならないものはない。リースという外来語も十分に日本語化しており、リース契約書、リース料、リース期間、リース物件等の用語も公証文言として用いることが可能である。
②リース契約の条項 ・不当、趣旨不明等の条項がないか。	・公証人サイドから債権金額の一定性の観点から、リース料支払日の具体的表示とリース料債権総額の記載が要望され、リース会社サイドとして十分に考慮する。
③リース契約を公正証書化する際の留意点	・リース契約の公正証書化は借受証交付後が望ましいが、交付前でも可能であり、ユーザーが債務不履行となった場合、借受証を提示することにより残りリース料回収、規定損失金、約定損害金について執行文の付与が可能であることを確認した。あわせて、公正証書化する際の記載事項が決定された。

注) 上記課題の背景として、公証人法に、「公正証書を作成するに際して、法令違反・無効の法律行為等の文書を作成できない。」（公証人法第26条）、「公正証書は日本語を用いる証書でないと作成できない。」（公証人法第27条）、「公正証書を作成するには普通平易の用語を用いる。」（公証人法第37条）等の規定があるためです。

<sup>27</sup> 公正証書とは公証人が作成する公文書です。その効力は、「公正な第三者である公証人が、その権限に基づいて作成した文書ですから、当事者の意思に基づいて作成されたものであるという強い推定が働き、これを争う相手方の方でそれが虚偽であるとの反証をしない限りこの推定は破れません。」（日本公証人連合会ホームページ）とされています。また、公正証書に「債務者が直ちに強制執行に服する」旨が記載されている場合は执行力（債務者が債務不履行した場合、債権者において強制執行をすることができる効力）を有します。公証人は、公正証書を作成するに際して、法令違反・無効の法律行為等の文書を作成できないことから（公証人法第26条）、公正証書を作成する際に契約書等の内容を審査します。

## (5) リース期間満了の事務処理等

新規リース取扱高の拡大とともに、リース期間が満了する際の事務処理も増加の一途をたどりました。これらを適正かつ効率的に処理を行うことがリース業界にとっての重要な課題となり、1980年度以降、リースアップ対策委員会において諸問題の解決を図るための検討が開始されました。

リースアップ対策委員会は、リース終了時における事務処理の現状と問題点を整理し、1981年11月に「リース満了時の事務と文書の標準様式」を公表しました。ここで示された様式は、リース会社で用いられている様式の原型となり、現在においても、類似の様式が使用されています。そして、再リース料収入及びリース終了物件の売却は、リース会社の収益源の一つであり、リース期間満了に伴う事務は軽視できないことが示されていました。

さらに、物件売却等に関してリース会社からディーラー・中古業者に対する書式の標準化を図るため、1984年4月、「リース契約終了物件売却等の文書標準様式について」を公表しました。

また、リースアップ対策委員会は、1982年5月、会員会社と取引のある中古業者等に対してアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて「リース満了物件取扱業者名簿」を作成しました。この名簿には全国の業者が網羅されていたことから、全国的な情報が不足していたリース会社にとっては極めて有用なものとなりました。「リース満了物件取扱業者名簿」<sup>28</sup>は、データの充実を図るとともに、廃棄物処理法の改正等に対応しながらその後も継続的に作成されています。これら以外では、中古OA機器や中古医療機器に関する調査研究が行われました。

## (6) 自動車リース

自動車リースを業として行う場合は、道路運送法に基づいて運輸大臣の許可を得ることとされ<sup>29</sup>、同法施行規則第51条に従って、自動車1台ごとに「自家用自動車有償貸渡許可申請書」を各陸運支局に提出する必要性がありました。また、事業用自動車のリースに関しては、1968年8月の運輸省自動車局長通達「賃借による事業用自動車の保有について」により運用され、1年以上のリースで、車両管理はユーザーが行うこと等が規定されていました。

しかしながら、1台ごとの申請手続きは、リース会社にとって相当の事務負担を要し、陸運支局ごとに許可申請書類の取扱いが異なっているというのが実情であり、また、同通達及びその解釈により、事業者向けのメンテナンス・リース取引ができない状況にありました。

このため、自動車リース委員会では、自動車リースに関する問題点を整理、検討し、関係方面に対して、手続きの簡素化・統一化等、自動車リースに関する規制緩和要望を繰り返したところ、許可申請書類の統一化、許可申請の即日交付等、手続き面においては大幅な簡素化が実現し、これにより、リース会社の事務管理の合理化が図られました。

さらに、1988年3月、「臨時行政改革推進審議会・公的規制の在り方に関する小委員会」

---

<sup>28</sup> 現在は「リース終了物件取扱業者名簿」に改称しています。

<sup>29</sup> 2006年に許可制は廃止されました。

に対して、許可申請の廃止、運送事業者向けリースに係る制限の解除等を要望したところ、同年 12 月の同審議会答申「公的規制の緩和等に関する答申」の中に当協会の要望事項が概ね盛り込まれ、その後、事業者向けのリース取引規制についても次第に緩和されていきました（図表 23 参照）。

**図表 23 自動車リースの規制緩和（1980 年代）**

実施年月	内容
1984 年 7 月	給与所得者（サラリーマン等の消費者）に対するリース許可
1986 年 7 月	自家用自動車の貸渡許可申請書の部数、添付資料の統一化
1986 年 9 月	事業用自動車について、経験 3 年以上の旅客運送事業者（個人タクシーを除く）に対するファイナンス・リース許可（保有台数の 50%を限度）
1988 年 12 月	事業用自動車（旅客運送事業者）の保有台数 50%上限の撤廃及び個人タクシーのリース許可及び保有台数制限の撤廃
1989 年 6 月	自動車 1 台ごとの許可申請を廃止し、事業所単位の申請許可（包括許可申請、許可年限 4 年間）
1989 年 12 月	レンタカー事業者に対するファイナンス・リース、メンテナンス・リース許可

## （7）国際関係

1980 年の外国為替管理法改正により、対外取引が原則自由となりました。これにより、わが国リース会社のクロスボーダー取引は増大を続け、海外現地法人の設立も進展しました（図表 24 参照）。

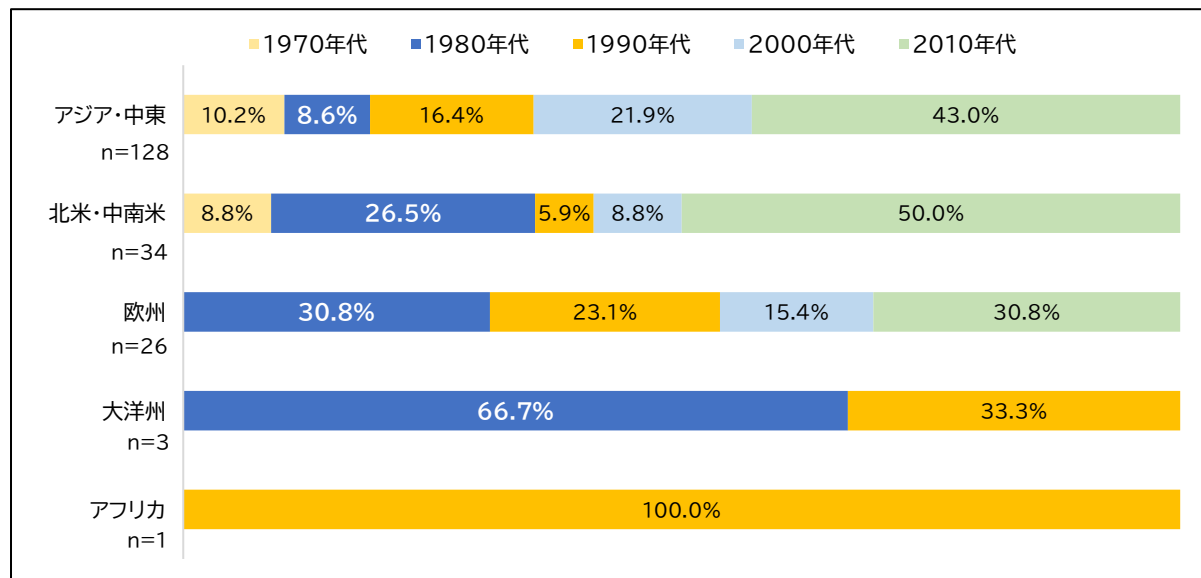
国際委員会では、会員会社の海外現地法人の設置状況を確認するため、1984 年から会員会社の海外拠点調査を実施しています。現在、この調査結果は当協会ホームページで公表されており、わが国企業が海外展開する際の有益な資料として活用されています。

1988 年 5 月、「国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約」が採択されました。当初、私法統一国際協会（ユニドロワ）<sup>30</sup>が作成した草案は、わが国のリース契約と大きく異なる内容であったため、当協会は、法務委員会と国際委員会合同により「ユニドロワ研究会」を設置して、同草案に対する詳細な検討を行ったほか、関係省庁（法務省、外務省、通商産業省）、学者、弁護士による研究会において、国際リース取引の実務とファイナンス・リース契約の法的性質について説明し理解を求めるとともに、政府専門会議においてわが国の意見を主張しました。同草案は概ね当協会の見解が反映された内容に修正され、「国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約」として採択されました。条約は、1995 年 1 月に発効し、批

<sup>30</sup> International Institution for the Unification of Private Law (UNIDROIT)。本部をローマに置き、世界的に統一された私法の立法化を目指して調査・研究を行っている国際機関です。

准国は10か国<sup>31</sup>（2021年7月1日現在）となっておりますが、わが国は未批准であること、契約当事者が合意することにより条約の適用を排除できることから、同条約に関連した問題は発生していません。

図表 24 会員会社の海外法人の設立年



## （8）制度

1978年、省資源・省エネルギー、公害防止に係る投資促進税制が、わが国に初めて導入されました。この投資促進税制はリースが非適用だったため、それ以降、当協会は、投資促進税制のリースへの適用を継続的に要望しましたが、「所有」と「使用」が分離しているリースの特性について関係方面からの理解が得られず、またリース会社が受けた税制上の恩典のユーザーへの還元方法等の問題もあり、投資促進税制のリース適用は実現に至りませんでした。

しかしながら、二度に及ぶオイル・ショックを機に低成長期に入ったわが国経済において、大企業と中小企業との生産性格差が拡大傾向にあったことから、通商産業省並びに中小企業庁は、技術進歩の著しいメカトロニクス機器、電子計算機等の導入を促進することにより、中小企業の生産性向上及び経営近代化を図る必要性があるとして、1984年度の税制改正において、中小企業者等を対象に「中小企業新技術体化投資促進税制」（以下「メカトロ税制」という。）を創設することとしました。

当協会は、1983年9月にメカトロ税制創設の要望書を提出するとともに、関係方面に同税制のリース適用について理解を求めました。関係省庁間の討議において、リース会社に本税制を適用した場合のユーザーへの税制メリット還元が疑問視される一方で、メリットが還元された場合の効果が赤字企業にまで付与されるという問題が指摘されましたが、結局、リース・ユーザーに直接税額控除を適用するという方法（リース料の税額控除）を採用するこ

<sup>31</sup> 1995年批准：フランス、イタリア、ナイジェリア、1996年批准：ハンガリー、1997年批准：パナマ、1998年批准：ラトビア、1999年批准：ロシア、ベラルーシ、2001年批准：ウズベキスタン、2007年批准：ウクライナ



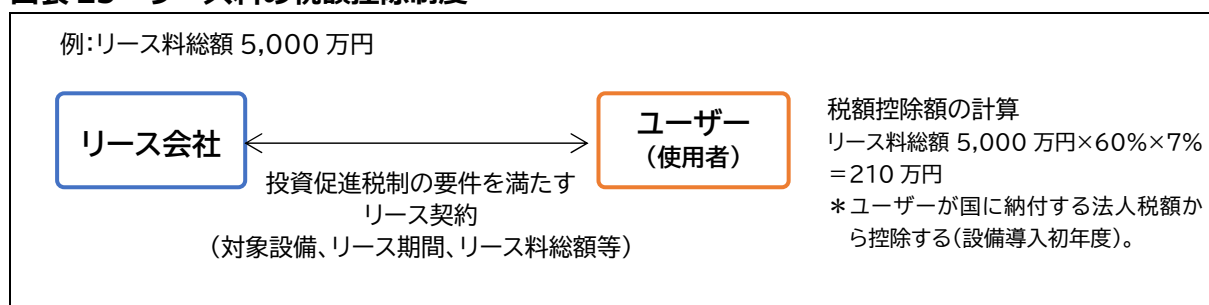
とにより、これらの問題の解決が図られました（図表 25 参照）。

その結果、取得した企業との公平の観点から、企業がリースで設備を導入した場合、その企業（ユーザー）はリース料総額の一定割合（60%）について 7%の税額控除が認められることとなり<sup>32</sup>、リース業界の長年の要望であった投資促進税制のリース適用が実現しました。

メカトロ税制は、1984 年 4 月 1 日以後にスタートするリース契約から適用され、その後 2 年ごとに適用期間が延長され、2002 年 3 月末をもって廃止されましたが、メカトロ税制を契機として、その後創設された投資促進税制の多くでリースが適用対象となりました。

投資促進税制以外の制度では、政策融資制度<sup>33</sup>と補助金制度<sup>34</sup>が拡充され、リース会社においてこれらの制度が活用されました。

**図表 25 リース料の税額控除制度**



注) 2008 年のリース税制の変更により、ファイナンス・リースは、税制上、「売買」とされたことに伴い、「リース料の税額控除制度」は廃止され、税額控除制度が講じられている投資減税制度において、ファイナンス・リースで設備を導入したユーザーは「取得」の税額控除を適用できます。

以上

<sup>32</sup> 短期の動産の賃貸借（レンタル）の適用を排除するために、「リース期間 5 年以上」等の要件がありました。

<sup>33</sup> 日本開発銀行のリース産業向け政策融資制度が拡充されたほか、北海道東北開発公庫の地域振興融資制度、日本輸出入銀行の製品輸入金融制度にリースが新たに対象として追加されました。これらの政府系金融機関は、1999 年 10 月、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の業務は日本政策投資銀行に、日本輸出入銀行の業務は海外経済協力基金の業務とともに国際協力銀行にそれぞれ継承されました。

<sup>34</sup> 1987 年度に林野庁の新規事業「木材流通改善設備リース助成制度」が創設されました。

## コラム：当協会組織の紹介⑤ 環境委員会

環境委員会の前身はリースアップ対策委員会です。1980年に設置された後、2002年「環境・省資源委員会」、2012年「環境委員会」に名称変更して今日に至っています。

委員会は、リース終了処理の実務的な課題、環境関連制度に関する調査研究、社会貢献活動（リース終了パソコン寄贈）・低炭素社会実行計画の運用を所管しています。

委員は、リース会社のリース終了部門の責任者・担当者であり、その経験を活かし、環境委員会の審議に関与いただいています。

各界からリース会社の環境に関する取組みを評価いただいておりますが、リース業界を挙げて、その期待に沿うことができるよう、当委員会において、常に最新の環境関連の情報を把握し、会員会社のご協力をいただきながら、委員会活動を進めていきたいと考えております。

委員長 松村 賀央（三井住友ファイナンス&リース リソース企画部長）

## コラム：当協会組織の紹介⑥ 国際委員会

国際委員会は、1983年に設置され、諸外国のリース制度等に関する調査研究並びに提言、リースの国際実務に関する調査研究を行っています。ここ数年は、わが国企業の活発な海外投資が続く東アジア地域等を中心に、リース事業に係る規制等に関する調査研究を行っています。また、コロナ禍の中で活動が制約されていますが、海外のリース関係団体と意見交換を実施しています。

国際委員会の委員は、リース会社の国際部門の責任者・担当者であり、その経験を活かし、国際委員会の審議に関与いただいています。

連結ベースの統計で見ると、わが国リース会社の海外の取引比率は年々増加し、今後も、その傾向が続くことが予想されます。当委員会として、引き続き、会員会社並びに産業界に対し、有益な情報を提供していきたいと考えております。

委員長 藤川 芳章（みずほリース 国際業務管理部長）